

「ナイフで腹刺しのヘイト犯罪者荒巻靖彦が罰金釈放される一方で、被害者が不当に逮捕起訴された大阪市でのヘイト犯罪について」、被害者伊藤大介氏の報告を聞いての決議

2005年に発足した我々「連帯ユニオン議員ネット」は、差別煽動暴力を重ねるネオナチや在特会などのヘイト勢力の害悪を2010年2月大会から指弾し、これまで5度に渡って毎年2月の定期大会で弾劾決議を上げ、会員の持ち場で反ヘイトの行政対応や反ヘイト運動との共同を推進してきた日本で唯一の議員集団である。

その我々は、本日2021年2月5日の第16回大会の第2部〈報告1〉において、神奈川県平塚市在住の反ヘイト運動家である伊藤大介氏の報告を聞いて、以下の認識を持つに至った。

1：2020年11月25日未明、大阪市北区堂山町の路上で日本第一党・前大阪本部長で、数々のヘイト犯罪常習者として悪名高い荒巻靖彦（門真市出身）が、「対レイシスト行動集団：クラック」（C.R.A.C.）メンバーの伊藤大介氏を、「チョンコ！」等々のヘイト暴言を吐きながら刃物で刺すという事件が起こった。

被害者の110番通報により、荒巻は殺人未遂容疑で現行犯逮捕された。

2：このニュースを知って「これで荒巻は刑務所入り確定だから、一安心できる」、と誰もが考えた。

この認識は、ヘイト問題に関心を持ち、「荒巻靖彦」が数々のヘイト犯罪を犯し逮捕収監されてきた札付きの男である事を知っている人はもちろんのこと、そういう事を知らない一般市民であっても、社会常識として全く当然の事である。

3：ところがやがて「ほぼ現行犯の殺人未遂で逮捕された荒巻が、略式起訴略式裁判で、単なる罰金刑で釈放された」との報道があり、これだけでも憤激するのに、さらには「ナイフで刺された被害者の方が逮捕起訴された」と報道され、誰もが呆れ、憤激した。

4：ナイフで刺してきた相手に対しての防御抑止行動は正当防衛に他ならず、これを「障害罪」とこじつけて逮捕起訴するなど断じて許されるものではない。

伊藤氏が死なずに済んだのは全くの偶然に過ぎず、殺されたり重傷を負ったりしてもおかしくない事態であった事は明白である。

5：これを仕組んだ大阪府警公安（警備部）と大阪地検、それを容認して令状を出した大阪地裁裁判官らはまさにヘイト犯罪の凶悪化を容認し、「民族差別を叫んでナイフで人を刺し流血させても罰金刑だけで釈放される」という「実例」を作って、実質的にはヘイト犯罪を推奨して人々の安全と尊厳を脅かすに等しい大罪を為したのである。

7：本件でのヘイト犯罪者＝荒巻靖彦への罰金のみでの釈放と、伊藤氏への不当逮捕起訴に対して憤激するとともに、こういう事態を生み出した大阪府警公安（警備部）と大阪地検、大阪地裁に対して満腔の怒りで抗議し、伊藤氏と社会への謝罪を求める。

9：我々は伊藤氏の裁判に声援支援を送ると共に、反ヘイトで闘う全ての人々に連帯し行動をしていくものである。

以上、決議する。 2021年2/5「議員ネット第16回大会」および伊藤報告参加者一同